

小作料、手数料、小作料取戻金等、其他直接間接各義の如何に拘らず、相当小作料以外の利益を侵くるときを得ず、既に受けたる税金、保証金は相当小作料の判定ありたる日より、一ヶ月以内に返還することを要す、一時的減免支拂額予り場合亦之れに準ず。

三、費用の償還及び損害賠償

(1) 小作人が小作地につき公租公課其他地主の負担に属すべき必要費用を支出したる時は、地主は直ちに其費用を小作人に償還すべし。

(2) 小作人が小作地に客土運搬排水工事等の土地改良を爲し亦は其他の有益費用を支出し、小作地返還に際し其償還が現存する場合には地主は小作人の負担に依り其費用亦は増殖額を償還するを要す

(3) 小作地返還に際し小作人が小作地に播種栽植したる作物、築造したる工作物其他の設備が現存するとき、前二項によつて其費用償還せられざるものに付いては、小作人は地主に其費用を請求することを得。

(4) 小作人は前三項の支料を受くるまで、小作料納付するも小作を継続することを得、此場合に於て新作の中途亦小作人の損害賠償が少く時期に於て費

小作人が地主に請求するときは、地主は小作人に對し之に因りて生じたる損害の賠償を請求することを得

四、強制執行の制限

(1) 小作地の作物は之れを差押ふるを得ず。

(2) 小作地に小作人の出入を禁止する命令の処分は之れを許さず。

五、小作審判所

(1) 小作審判所は小作料、小作料の紛争に係り地主小作人の申請ありたるとき之れを判定す。

(2) 小作審判所の管轄は区裁判所の管轄に同じ。

(3) 小作審判所は地方裁判所及び任命したる専任判事たる審判長一名及び選挙により選任されたる審判員十名を以て構成す。

(4) 審判委員は区裁判所の管轄区域を選挙正とし投票によりて正員十名、予備